


庁議付議事案書

開催・平成28年12月22日

所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市義務教育就学児医療費助成条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>①所得税法の一部改正に伴い、義務教育就学児医療費助成の所得制限の規定に用いる市町村民税の課税対象となる所得の範囲に変更があったため、所要の改正を行う。</p> <p>②様式の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第7条中の審査対象となる所得の規定に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加える。</p> <p>②第1号様式、第3号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式及び第8号様式の文言及びレイアウトの変更</p> <p>(2) 施行日 平成29年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①適正な所得の把握に資する。</p> <p>②特になし。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。